

Ⅱ．研修別報告

- 7．医療的ケアを必要とする子どもの放課後等児童デイサービスにおける実践活動の充実を目指した研修会

医療的ケアを必要とする子どもの放課後等児童デイサービスの 実践活動の充実を目指した研修会

キーワード： 在宅支援 医療的ケア 放課後等児童デイサービス 児童発達支援

I 経緯と目的

重度の障害を持つ子どもと家族への在宅支援の充実喫緊の課題であり、在宅支援のなかでも充実が求められているものの一つに放課後等児童デイサービスがある。放課後等児童デイサービスとは、学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援を必要と認められた障害児を対象とし、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援が行うものである¹⁾。放課後等児童デイサービスを実施する事業所数は、全国的に年々増加しているものの²⁾、利用する子どもや家族のニーズが様々であることや、提供される支援内容が多様であること、支援の質の観点で大きな開きがあり、こうした現状を受け、厚生労働省では、実施における基本的事項を示したガイドライン³⁾を提示している。地域での小児在宅医療患者を支える体制の整備を目的とし、平成25年度、26年度に実施された小児等在宅医療連携拠点事業⁴⁾では、患者家族の生活を支援する地域における医療・福祉・教育の連携体制の構築の必要性が提示され、在宅支援において多部門との連携は必要不可欠とされている。

こうした動向はX県においても例外ではなく、障害のある子どもと家族への在宅支援の充実重視され、平成25年度から平成27年度には、医療施設の空床を利用し、日頃、子どもの看護を行う訪問看護師（X県看護協会立訪問看護ステーション看護師）が付き添ってケアを行う重症心身障がい児短期入所モデル事業が実施された。平成26年度から平成29年度に行った共同研究では、このモデル事業の効果と課題を整理し、モデル事業を利用する家族、モデル事業に関わる支援者が考える“その子にとって意義がある”短期入所を検討し、訪問看護師が担う重要な役割を明らかにした。また、療養通所介護での放課後等児童デイサービス、ショートステイの利点と今後の展望について検討した。その結果、人工呼吸器など高度な医療を必要とする子どもには、個別性を重視したケアが必要であり、支援者には、一般的な手技だけではなく“その子のケア”を習得する必要があることが明らかになった。さらに利用できる在宅支援が少ない地域においては、年齢や障がい状況の変化にかかわらず、継続支援を可能にする方略の検討が必要であることがわかった。また共同研究の報告と討論の会において、様々な立場で支援に関わる人々と意見交流を重ねる中で、近年、医療的ケアを必要とする子どもの生活の場は、医療施設から在宅へ重点が置かれ、利用できる施設・サービスが増加してきているが、高度な医療的ケアを必要とする子どもが利用できるサービスはまだまだ少ないこと、そうした中、各事業所が創意工夫してケアを行っている現状が把握できた。また家族が安心して利用できない実態があること、依然として母親の負担が大きいこと、放課後等児童デイサービスと学校の連携が必要であるといった課題、子どもと家族へのケアの充実のため、実施事業所では、他事業所との情報交換や意見交流の機会を求めていることが把握できた。

医療的ケアが必要な子どもが利用できる放課後等児童デイサービスを増加することは必要であり、併せて、家族が安心して子どもを預けることができ、子どもの発達を促すなど、子どもにとっても意義ある活動が行われていることが求められる。また事業所同士が意見交流することで、ケアにおける工夫や配慮を共有し、顔の見えるネットワークを構築することが必要であると考えられた。以上から、子どもや家族が安心して利用できるために、放課後等児童デイサービスに従事する者や医療的ケアを必要とする子どもと家族の生活に関わる支援者が、子どもの身体の理解とケアに役立つ知識を得ること、そして、実践活動における工夫や日頃の悩みを話し合うことにより、自事業所での実践の質を向上する糸口を見つけ、顔の見えるネットワークを作る機会となることを目指し、本事業を計画した。

II. 担当者

育成期看護学領域：山本真実、服部佐知子、澤田麻衣子、湯澤美由紀、森裕美子
地域基礎看護学領域：杉野緑、日比野直子、高橋智子

III. 開催準備

1. 案内通知の発送先の検討

本研修会を開催するにあたり、対象（参加者）の範囲について担当者間で検討した。X県では医療的ケアを必要とする子どもが参加できる放課後等児童デイサービスは非常に少ないものの、医療的ケアが必要な子どもは増加しており、関わる支援者も増えていることが予想されることから、放課後等児童デイサービスだけに限らず、重度な障がいをもつ子どもに関わる施設・事業所を対象とすることとした。準備を進めるなかで、医療的ケアを必要とする子どもを受け入れることはできないが、てんか

んのある子どもは受入れ可能としている放課後等児童デイサービスはいくつかあることが把握できた。医療的ケアを必要とする子どもや重症心身障がい児では、てんかんを合併する子どもも多く、てんかんのある子どものケアでの留意点についても視野に入れることとした。また高度な医療的ケアを必要とする子どもの在宅支援においては、児童福祉法、介護保険法、障害者総合支援法といった複数の法制度の利用が必要不可欠である⁵⁾とされていることから、看護職に対象者を限定することなく、幅広い専門領域の支援者の参加を求めることとした。

X県ホームページに掲載されている指定短期入所事業所一覧、障がい児の受け入れ可能な訪問看護ステーション一覧により、医療的ケアのある子ども、重症心身障がい児が利用できる施設・事業所を拾い上げ、これに障害児保育を行う保育園を含めた施設・事業所のうち、X県内Y地区に該当する施設・事業所（60か所）に案内通知を発送することとした。

2. A市との協力

Y地区にあるA市では、地域における障害者又は障害児への支援体制についての協議や、関係機関の連携の緊密化を図ること、地域の実情に応じた体制の整備について協議することを目的と障害者総合支援協議会⁶⁾を設置している。この協議会の専門部会の取り組みとして、平成29年度より医療的ケアのある子どもに対する連携体制づくりが行われており、平成30年度下半期においても、継続した取り組みが計画されていた。そのため、A市障害者総合支援協議会担当課に、本事業の目的と内容について伝え、意見を求めた。研修会対象者や関係機関のネットワーク構築という点において、本事業と医療的ケア児に対するA市障害者総合支援協議会専門部会の取り組みでは、目的が重なることもあり連携して実施していくことになった。またA市担当者より、研修会の内容から、未就学児を対象とする児童発達支援においても意義があるとの助言をいただき、児童発達支援を行う施設・事業所についても本事業の対象に含めることとした。児童発達支援とは、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うものである¹⁾。A市担当課より、A市内の放課後等児童デイサービスおよび児童発達支援に関わる機関、施設、事業所にメールにて案内を配信いただくこととなった。

3. 参加者の募集

上記1・2により郵送およびメールにて周知し、参加申込はメール（childcare@gifu-cn.ac.jp）にて行った。

4. 講師との打合せ

重度の障がいのある子どもの身体理解とケアについてご講話いただくことから、A県内で活動する小児看護専門看護師（CNS）に講話を依頼することとした。医療的ケアのある子どもの動向と放課後等児童デイサービスでの受け入れ状況、本事業の経緯を講師に伝え、講習内容について打ち合わせを行った。看護の視点からケアについてお話いただきたいことを伝え、日頃の実践において大切にしていることや、専門看護師として他職種に伝えたいことなども含めていただくこととした。

5. 研究倫理

本事業において実施するアンケートの実施にあたっては、本学研究倫理委員会の承認を得た（承認番号：0213）。

IV. 研修会の実施

1. 開催日時・場所

平成30年9月25日（火） 15:00～17:00（受付 14:30～）
岐阜市文化産業交流センター じゅうろくプラザ 研修室1・6

2. 参加者数

参加者数は24名であり、このほか6名の教員が参加した。
なお案内を郵送した施設・事業所からの参加状況は、案内発送先60施設のうち26施設（43.3%）から事前参加申し込みがあり、そのうち当日、20か所の施設・事業所（参加者22名）が参加した。

3. 内容

1) 講話・質疑応答 15:05～16:00（研修室1）

『医療的ケアを必要とする子どもやてんかんのある子どものからだの理解と関わり方のポイント』
講師：遠渡絹代氏

(岐阜県希望が丘こども医療福祉センター 看護部長 小児看護専門看護師)

概要：重症心身障がい児の身体の理解（バイタルサイン・呼吸・体温調節・拘縮や変形）、てんかん発作の種類と発作時の観察点について講話いただいた。その後、食事時の姿勢や呼吸を楽にするポジショニング、排泄のケア時のプライバシー保護など、ケアの方法と留意点を具体的にご紹介いただいた。また子どもの心に寄り添う医療的ケアとして、子どもの反応から気持ちを読み取ること、子どもにとっての医療的ケアの意義について、事例を用いてご講話いただいた。

2) 意見交流 16：10～16：00（研修室6）

参加者の背景は、職種、子どもや家族へのケアの実践状況、担う役割において多岐にわたっていた。このため、以下のとおり、少人数のグループにて意見交流することとした。

(1) 意見交流時のグループ構成

1 グループ6～7名とし全4グループで実施することとした。グループの構成は、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れ可能な施設の参加者2名程度、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れはしていない施設の参加者2名程度、行政職、相談・調整機関の参加者2名程度とし、様々な立場、役割を担う参加者での交流ができるようにした。

(2) 意見交流における目標

意見交流においては、相互理解が深まることを目指し、具体的に、①相手の職場について知ること、②相手の実践内容を知ることが重視された。

(3) 意見交流の進め方

以下2点を意見交流の糸口とした。

① 自己紹介

所属、施設のある市、施設の活動、
参加者の職種、日頃どんな仕事をしているか
参加の動機

② 自施設（あるいは自分の仕事）で工夫していること

自分が取り組んでいることを紹介いただくこととし、課題が話された場合には、「そのためあなたの施設で工夫していることはありますか？」など質問し、ディスカッションが深まるよう工夫した。

3) その他

終了後、アンケートへの協力を依頼し、同意した参加者がアンケートを記入した。参加者には、参加証を交付した。終了証の交付はなし。

4. アンケート結果

1) 参加者の背景と参加動機

回答者数は19名（回収率79.2%）であった。研修会に参加した理由（複数回答）では、医療的ケアについて知りたい14名（36%）、他施設との交流11名（28%）、同僚や上司の勧め6名（16%）、制度について知りたい4名（10%）、その他4名（10%）であった。その他として、「てんかん発作時の対処の仕方を知りたかった」「デイサービスで医ケアの児童生徒にどのくらい関わっているのか知りたかった。看護師がいるのか、医師の関わり方など」「障がい児・関係機関の支援の現状について知りたかった」「看護の専門的視点からのアプローチを知りたかった」があった。医療的ケアに関する知識を深めたいこと、支援において他機関と交流、連携したいというニーズが把握できた。看護の専門的視点からのアプローチを求める参加者からの意見もあり、医療的ケアについては、医学的な視点からの研修は開催されるようになってきたが、その一方で、看護という視点からの研修会が求められていることが推察された。子どもや家族の生活をベースとし、個別性を重視すること、想いに寄り添うことや共に歩む姿勢、といった看護の視点からの医療的ケアのある子どもへの関わりを提案することも重要であると考えた。

参加者の職種（複数回答）は、看護師6名、ソーシャルワーカー3名、相談支援専門員3名、保育士2名、児童指導員2名、教員2名、行政職2名、保健師1名、その他1名であった。医療的ケアを必要とする子どもと家族の支援には、医療、福祉、教育、行政という多様な領域の支援者が関わっていることが確認できた。

2) 研修会内容について

研修会への満足度では、満足8名（42%）、まあまあ満足11名（58%）であった。参加者の関心が多岐にわたり、多様な職種が参加した本事業であったが、参加者全員にとって、おおむね満足できる内容であった。研修会が実践に役立つかでは、役立つと思う10名（53%）、まあまあ役立つと思う8名（42%）であり、多くの参加者の実践に役立つ内容であったことが確認できた。研修会への意見として、「様々な職種の方とお話ができて、現状をお聞きすることができて良かった」「研修会の内容はわ

かりやすかった」「小児に関わる他の事業所や職種の方と顔を合わせてお話が聞けて連携をとるイメージができました」「あまり関わりのない分野であり勉強になりました」「他事業者の方と話しができて良かったです」「多職種の方々といろんな話ができ大変参考になりました」「一般的な話ではなくテーマを決めた内容がよかった」があった。日々の実践に役立つこととして、専門性が異なっても伝わりやすい講話や、多領域の支援者と顔を合わせて話し合える機会が求められる。

研修会で取り上げてほしい内容として、「事業所と学校との連携、PT、ST、OTについて（学校でどうしていくか、学校のできることは？）」「医ケア児の成長に導入している福祉サービスのサービス内容や、高等部を卒業した後の生活について」「ポジショニングや緊張をゆるめる実技研修」「困難事例を挙げ、どのように支援が行われたのか」「医ケア、在宅での対応事例、紹介、教育現場での対応事例」が挙げられた。現状の課題として、放課後等児童デイサービスと学校との連携、小児期から成人期へのサービス継続のための連携、そして、子どもの成長発達への支援があることがわかった。また技術を体験したり、事例を用いて解決方法を見出すといった、具体的な研修も求めていることがわかった。

3) 医療的ケアを必要とする子どもの在宅支援充実に向けた課題

参加者の所属施設にて放課後等児童デイサービスを実施している施設は4施設であり、クリニック・病院2施設、福祉施設1施設、無回答1施設であった。医療的ケアを必要とする子どもを受入れている施設は2施設（受入れ児童数は7名と5名）、受入れていない施設は2施設であった。医療的ケアを必要とする子どもの受け入れの有無に関わらず、放課後等児童デイサービスを実施する4施設で共通した職種は保育士のみであり、一方、医療的ケアを必要とする子どもを受け入れている2施設に共通した職種は、看護師、理学療法士、児童指導員であった。以上から、医療的ケアを必要とする子どもの受け入れは、子どもの医療的ケアの種類や子どもの状態に関わらず、医療職が従事し、十分な設備がなくては困難と考えられている現状にあり、実施したい思いがあっても実際には行えない状況が考えられた。現在、放課後等デイサービスは実施していないが、今後放課後等デイサービスを実施したいと考えている施設の参加者もあり、本事業が放課後等児童デイサービスの開設のための機会として役立ったことが推察された。

V. 実施後のA市との連携

研修会実施後、平成30年度下半期に計画していたA市障害者総合支援協議会専門部会での活動の検討のため、アンケート結果を担当課と共有した。また参加者より寄せられた意見として、学校と放課後等児童デイサービスとの連携や発達支援の重要性、事例検討のニーズがあったこと等を伝えた。担当課においても、医療的ケアを必要とする子どもの基礎知識の普及は重要と考えていた。A市障害者総合支援協議会専門部会の活動として、重度の障がいのある子どもも身体理解の講話と、連携の事例をもつ事業所、特別支援学校の養護教諭をシンポジストとしたシンポジウムを開催することとなった。

VI. 教員の自己評価

1. 実践現場・参加者に与えた影響

アンケート結果から、参加者にとって、実践に役立つ研修会であったと考える。医療的ケアを必要とする子どもの放課後等児童デイサービス実施施設は少なく、従事する職種も様々である。そうした中で、看護の視点から医療的ケアを必要とする子どもと家族の支援について伝えることで、本事業が、子どもと家族の生活を踏まえてケアを考える機会となったと考える。医療的ケアを必要とする子どもと家族の在宅支援には、多職種による支援が必須であり、多職種であるゆえに連携が難しくなる点もある。アンケート結果から、本事業が関係者間の顔の見える交流の機会となったことは、連携の具体的なイメージづくりにつながったと考える。またA市障害者総合支援協議会と連携をとって実施したことにより、本事業と障害者支援協議会専門部会の活動が連動して実施できたことも、実践現場や参加者にとっては意義があったと考える。

2. 本学の教育・研究活動に与えた影響

医療的ケアを必要とする子どもと家族の在宅支援における現状と課題を知ることができ、また多職種協働の在り方について理解を深めることができた。医療的ケアを必要とする子どもと家族の看護は、講義や実習で取り上げており、また将来的に看護職として知っておくべき知識である。教員が現代的な課題に触れることにより、教育内容の充実に役立ったと考える。また県教育委員会との協働により毎年実施している特別支援学校教員を対象とした医療的ケア専門研修の内容の充実にも役立つと考える。

3. 本事業を通して捉えた参加者の生涯学習ニーズ

アンケート結果から、支援者には、基礎的な知識を知りたいという学習ニーズがあることが把握できた。医療的ケアを必要とする子どもの状況は変化しており、近年では、身体的な不自由さや知的な

困難さはないが、人工呼吸器装着や経管栄養などを必要とする子どもも増えている。こうした子ども達は、重症心身障がい児施設は利用できず、医療的ケアがあるため障がいのない子どもを対象とする施設や事業所の利用もできないといった、現代ならではの課題も生じてきている。こうした刻々と変化する実践状況であるゆえに、支援者は、複雑なニーズをもつ事例の検討を積み重ねたいという学習ニーズを持っていることが把握できた。

Ⅶ. 今後の課題、発展の方向性

今回の活動により、医療的ケアを必要とする子どもと家族の支援者が、子どもの身体理解や、他事業所の取り組みの情報交換を望んでいることが把握できた。支援者の職種は、医療、福祉、教育と多岐にわたり、また参加者のニーズから考えても、子どもの身体とケアについての基礎的な知識の提供と意見交換の機会の継続が必要である。また放課後等児童デイサービスや児童発達支援は、子どもの成長発達の支援、療育という側面も担う。そして、子どもの成長発達を促すことは、親の安心にもつながる。今後、発達支援という視点から、活動やケアを検討することも必要である。研修方法として、参加者から要望にあった実践例の紹介、実技演習、事例検討といった方法についても検討していきたい。

A市との連携については、担当課も連携を希望している。A市と連携することでより多くの支援者に知識を伝え、また交流の機会を提案できる。そして互いに課題を共有することで、実践活動の充実につながると考えられる。このため今後も継続していく。

【文献】

勝又浜子, 門脇豊子, 清水嘉与子, 森山弘子. (2018). 看護法令要覧平成 30 年版, 722, 日本看護協会出版会.

放課後等児童デイサービスガイドライン.

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000082831.html>. (平成 31 年 2 月 18 日検索).

平成 29 年社会福祉施設等調査の概況.

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/fukushi/17/index.html>. (平成 31 年 2 月 18 日検索).

平成 26 年度小児等在宅医療連携拠点事業最終報告書.

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000103144.pdf>. (平成 31 年 2 月 18 日検索).

前田浩利. (2016). 在宅医療総論 対象となる子どもの特徴. 小児科診療, 79(2), 163-167.

岐阜市障害者総合支援協議会要綱. <http://www.city.gifu.lg.jp/3682.htm>. (平成 31 年 2 月 18 日検索).